

理念や将来目指すべき姿、目標

- ・流域ごとの理念に基づき、将来目指すべき姿を定める
 ※条例第3条の基本理念に基づいて定める
- ・健全な水循環の維持・回復に関する具体的目標を定める

○本県条例第3条の基本理念

健全な水循環の保全は

- ①県民が、良好な飲料水等を確保でき、その他水循環のもたらす恵みを持続的に享受できるよう適切に行う
- ②流域の豊かな自然環境が県民生活に潤いを与え、産業、文化の発展に重要な役割を果たしていることを踏まえ、将来にわたり持続的に行う
- ③水循環への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築するため、県、事業者、土地所有者及び県民の適切な役割分担により持続的に行う
- ④科学的知見の下に、健全な水循環を保全する予防的な取組方法により対応する

目標を達成するために実施する施策

流域の施策 (県民)

水の貯留・涵養機能の向上



自然環境保全・再生



文化の振興・保全

山間地域の施策 (県民)

土砂災害の抑制



水質や土壌汚染の防止



森林の保全・維持管理

農村地域の施策 (県民)

水を有効活用する体系づくり



貯留・涵養機能による
雨水の集中的な流出抑制



都市地域の施策 (県民)

水の浸透能力向上



生態系に配慮した河川の整備



雨水等の有効利用

水利用の合理化

自然環境の保全・活動の促進

策定流域設定の考え方

1 河川の水系を単位とする流域

- ・ 県の一級河川（6河川）や主要二級河川（太田川、都田川）の水系単位を策定流域の基本とする

2 地下水、利水の状況

- ・ 地下水や利水（農業用水等）の状況を確認し、策定流域の境界を検討する
地下水：地下水規制区域、適正化区域を基本とする
利水：農業用水、広域水道、工業用水等の供給範囲を参考とする

3 特定課題の影響範囲

- ・ 各流域における水循環に関連のある課題のうち、特に広域にわたる課題の影響範囲を確認する

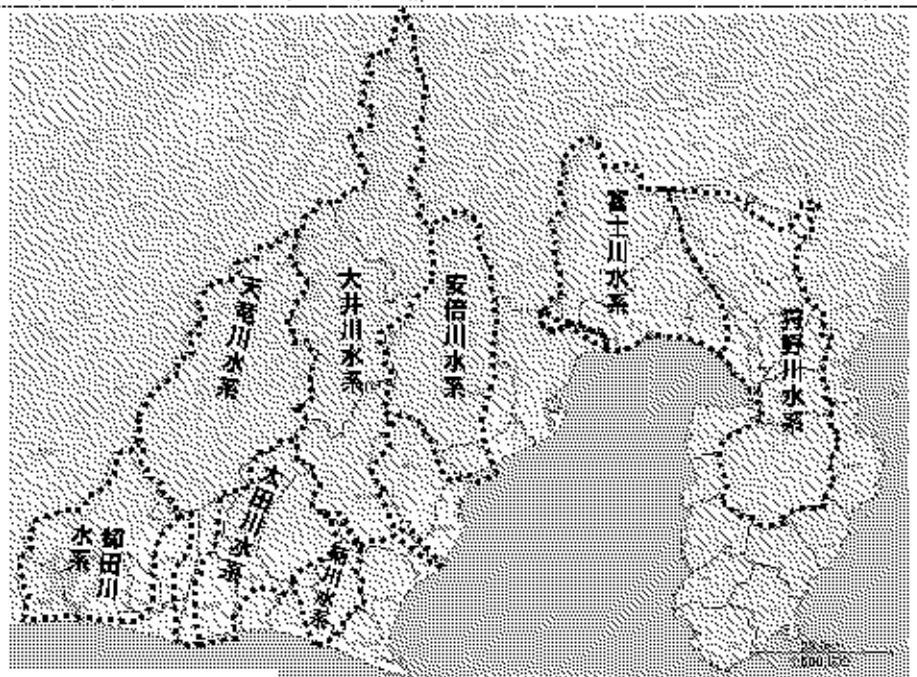
4 策定流域の設定

- ・ 1～3を踏まえ、策定流域を設定する

河川の水系を単位とする流域

県の一級河川や主要二級河川の水系単位を基本とする

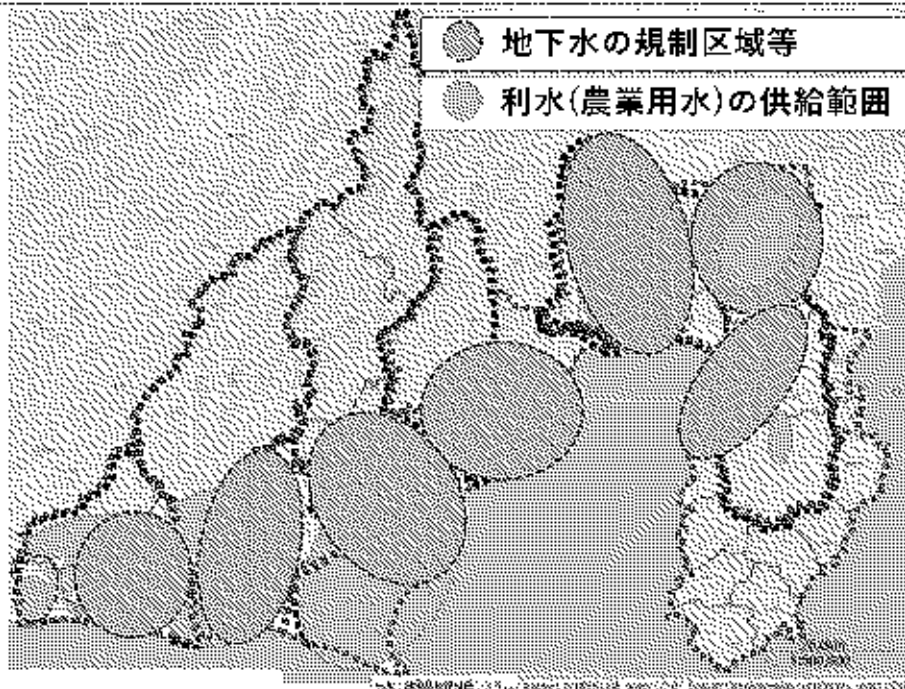
- 一級河川・
主要二級河川による区分



地下水、利水の状況

地下水や利水の状況等を確認し、策定流域の境界を検討

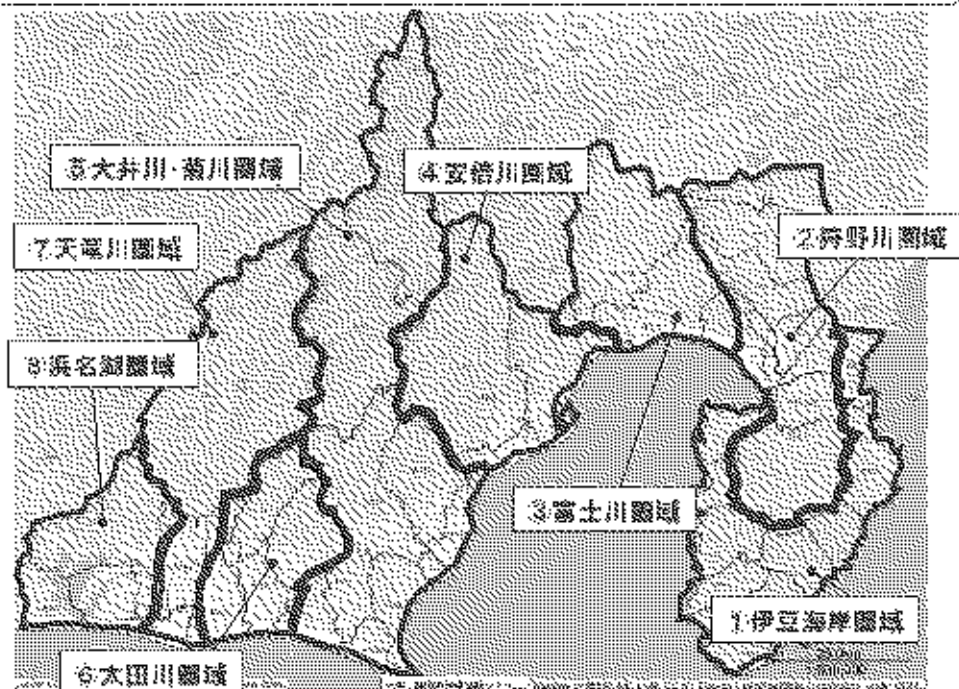
○地下水、利水
による区分



策定流域の設定

策定流域（圏域）を設定

○8圏域の区分(案)



条例第15条第2項

「流域水循環計画は、健全な水循環の保全を図る緊急性が高いと認められる流域から、順次に定めるものとする。」

策定順の決定フロー

1 各圏域における主な課題及び施策を抽出

- ・ 庁内関係課に照会した結果等をもとに、圏域ごとの主な課題及び課題に関して県が実施している施策を抽出し整理する

2 データを収集・整理し緊急性を判定する指標とする

- ・ 緊急性の判定に資する既存データを収集・整理し、指標とする

3 各圏域の緊急性を比較し、緊急度の高いものから計画を策定

- ・ 指標から各圏域の現状や傾向を把握する
- ・ 現状、課題、施策等から各圏域の緊急性を評価する
- ・ 各圏域の緊急性を比較し、緊急度の高い圏域から計画の策定を進める

時期	内容
令和5年7月	第1回環境審議会（諮問）
8月	第1回水循環保全部会
11月	第2回水循環保全部会
令和6年1月	第3回水循環保全部会
〃	第3回環境審議会（答申）
2月以降	流域水循環計画策定着手